

## 市場経済システムの歴史⑪

法政大学 経済学部教授 (客員) 渡部 亮

前回述べたように、19世紀前半までの英国の企業形態は、勅許状や特別立法に基づく特許主義の共同出資会社か、無限責任の個人商店や商人組合(会社所有と経営支配が未分離のパートナーシップ)が中心であったが、それに加えて法人格という実体を持たない会社(unincorporated company)も存在した。

### 法人格なき会社

この「法人格なき会社」は、1535年に制定されたユース法(Statute of Uses)と呼ばれる信託法を根拠法としていた。それは信託証書(trust deed)を取り交わして設立された「信託会社」であり、前回述べた泡沫会社禁止法の適応除外とされた。この「信託会社」の出資金は、信託財産として出資者の個人財産からは切り離された。これは、1673年に衡平法(エクイティ)を扱う大法官府裁判所が、債権者の請求権は信託財産の出資者には訴求しないとする判決を下したことに基づくものであった。こうした特例措置によって経営支配権が出資者から分離されたのだが、信託証書の譲渡性は制限された。

証券取引所や道路公団などが、この信託会社の形態を採用するようになった。つまり信託が、法人の代替物とされたのだが、これは、法人格を持った会社は特許主義の会社であり、国王から勅許を受けるために、莫大な献上金を必要としたからである。献上金の問題もさることながら、組織として継続性を保ちたい場合や、出資者から独立した存在として権利義務関係を持ちたい場合にも、信託を代用することは便利だった。換言すれば、英国伝統のコモンローのもとでは、独立した法人格を取得するには国王の勅許が必要だったから、国王の干渉や介入を避けるために、特許を申請せず信託形式を選んだものと考えられる。

「法人格なき会社」の例としては、証券取引所のほかにも、ロイズ保険協会、競馬クラブ(Jockey

Club)、法曹学院などがある。「法人格なき会社」が、信託形態を利用することによって法人格付与の代用品とされたという意味で、これは一種の「法人成り」といえる。「法人成りした会社」は、内部で自治法規を定めた自主規制団体でもあった。

この「法人格なき会社=信託会社」の考え方は、19世紀後半の米国に移植されて、企業合同(トラスト)と呼ばれる独占企業の下敷きとなったが、この点は、後に米国企業経営史との関係で論じる。

### 会社と信託の関係

その後1844年共同出資会社法の制定によって、法人格を持った準則主義ないし登録主義の株式会社が自由に設立できるようになった結果、信託会社が株式会社として法的に認知されるようになった。信託法に準拠して設立された「法人格なき会社」の延長線上に、「共同出資会社」が設立されたわけであるから、そもそも英国の株式会社には、信託の伝統が活かされているといえる。

英国ではその昔、土地や財産の信託関係において、地主など原所有者(委託者)の権利を保護ないし救済する必要が生まれ、それが徐々に衡平法(エクイティ)という法体系となった。エクイティの法理は、土地以外の財産問題にたいしても援用されるようになり、それが共同出資会社の場合には、株主の権利救済といった形で利用されたのである。ひとつには、株式を所有していた当時の投資家層が地主でもあったため、土地所有や土地信託に関わる信託法理との類推から、株主資本にエクイティ法理を応用することが素直に受け入れたのかもしれない。

英国で、そもそも信託やエクイティの考え方が生まれた起源は、封建制下での弱者の権利救済にあったのだから、封建制の終焉とともにエクイティによる救済制度も終了するはずのものであった。ところが、封建制が瓦解するころまでには、コモ

ンロー上の所有権（支配権）とエクイティ上の所有権（受益権）という、二つの異なった性格の権利を区別する考え方が、英国の法制度のなかに根深く浸透し、婚姻法や共同出資会社法などへの応用可能性が認識されるようになっていた。

オーストリアの法学者ジョセフ・レートリヒは、「信託という法制度は、イングランド土地法の必要から生じたものであるが、次第に一般的な法制度として形成され、生活に関わる法の全領域にわたり、実際の意義と非常に洗練された法的創造を獲得した」としている。

なお、エクイティとコモンローは 1873 - 75 年の裁判所法（Judicature Acts）によって、英国の法体系の中で統合され、その後は統一の裁判所で運用されるようになった。ユース法のほうは、1925 年に The Law of Property Act の制定によって廃止された。

### 会社法制定と有限責任原則

1844 年共同出資会社法の制定によって、「法人格なき会社」も、あらたに法人（株式会社）としての実体を与えられた。共同出資会社法制定によって、信託を利用する「法人成り」の必要がなくなったともいえるし、信託法理の伝統が共同出資会社法に受け継がれたということもできる。その結果、信託契約における受託者の地位が、株式会社における受託者（経営者）の地位として受け継がれた。

共同出資会社法制定以前の時代には、特別の許可を得ないかぎり株式会社を設立できなかったが、そのことは、逆にいえば特許を受けた株式会社に独占的利益が与えられたことを意味する。それが登記によって自由に会社が設立できるようになった結果、今度は特許会社の独占的地位が脅かされるようになった。この点において、共同出資会社法は一大規制改革であった。こうして株式会社は、国家利益を追求する存在から、事業を通じて株主に利益をもたらす独立した法人へと変身した。

次いで 1855 年の有限責任会社法（An Act for linking the liability of members of certain joint stock companies）によって、株主有限責任の考え方が導入され、会社所有と経営支配の分離

がさらに進むことになった。英国で株式会社名の最後に、有限責任を意味する Limited（略して Ltd.）を付けるようになったのも、この法律によるものである。英国で有限責任会社法がなぜ 1850 年代に制定されたかに関する記述は少ない。一説によると、この当時クリミア戦争の泥沼化で評判が悪かったパーマストン内閣が、経済政策で一旗上げようとして、この有限責任会社法を推進したという。なお同法は、数ヵ月後には 1856 年共同出資会社法に吸収された。

1860 年代には、製造業企業の中にも有限責任の株式会社が登場した。ただし、株式会社の設立が自由化されたとはいえ、株式会社が証券取引所に株式を上場し、新株発行によって資金調達するようになったのは、一部の例外を除き、20 世紀に入ってからのものであった。それまでの間、ロンドン証券取引所は、主として英国債や外国債を取引する市場であった。ひとつにはロンドン証券取引所の上場費用が高かったことにもよるが、一般の製造業企業で株式を公開していたのは、ビール醸造会社などの食品企業に限られていた。

準則主義による機動的な会社設立や株主有限責任の原則は、当時の会社の事業が、社会インフラの建設など公共性を帯びていたことに配慮した一種の規制改革であり、こうした規制改革の前提条件として、貸借対照表の登記制度や会計監査制度も実施された。英国では、1820 年代頃から会計士の職業が専門家として確立した。当初は、会社の破産処理において法律家を補助するのが、会計士の主たる役割であったが、1844 年の共同出資会社法によって、営業活動の公開、公正な財務諸表の開示、監査人による会計監査・承認などが求められるようになった。しかも、監査人のうちの少なくともひとりも、株主によって選任されることも定められた。（以下は次号に続く）

わたべりょう（法政大学教授）